

令和5年度釜石市農作物価高騰対策緊急支援事業補助金

ウクライナ情勢に伴う物価高騰の影響により、肥料及び原油等の価格が上昇し、農業経営の負担が大きくなっていることから、農業者の生産意欲の向上と経営の安定化を図るため、肥料費及び燃料・電気使用料の一部を緊急的に支援します。

<支援内容>

内容	交付対象経費	補助金額 (100円未満切り捨て)
肥料支援事業	令和5年4月1日から令和6年1月31日までに要した肥料費のうち価格高騰分(※)	1/4以内 (農業者1戸あたりの上限 10万円) ただし、国の「肥料価格高騰対策事業」の支援金を受ける場合は、その金額を差し引いた額を上限とします。
燃料及び電気使用料支援事業	令和5年4月1日から令和6年1月31日までに要した燃料費(A重油、軽油又は灯油)及び電気使用料	1/10以内 (農業者1戸あたりの上限 100万円)

※価格高騰分とは、国の「肥料価格高騰対策事業」に基づき、
対象期間の肥料費－{対象期間の肥料費÷価格高騰率(1.4)÷化学肥料使用低減率(0.9)}
で算出される額とします。

○補助対象者

釜石市に住所を有する農業者(農家、法人)、農業者団体又は農業協同組合
(ただし、令和5年度において生産・販売実績があり、令和6年度も継続して生産・販売を行うことが条件です。)

<申請期限>

令和5年2月9日



<問い合わせ>

釜石市 産業振興部 水産農林課 農業振興係 電話：0193-27-8426 (直通)